

議員提出議案第6号

総合周産期母子医療センター設置と周産期医療体制の充実を求め
る意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を
提出する。

平成18年12月15日

提出者 西 ふみ子

賛成者 宮 内 正 徹

〃 上 原 しのぶ

総合周産期母子医療センター設置と周産期医療体制の充実を求める意見書

近年、診療体制の整備された分娩環境や極小低体重児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要が増加しています。地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制の整備が緊急の課題となっており、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進されるよう求めるものです。

奈良県においては、近年急速に少子化傾向が進み、直近の合計特殊出生率も1.12となっており、東京都に次ぐ全国ワースト2となっています。少子高齢化社会の到来が社会問題化して、少子化対策が叫ばれる中で、様々な取組が提起されていますが、分娩を取り扱う医療機関について見ると、県下39市町村のうち26の市町村で分娩を取り扱う医療機関がないという状況になっています。

こうした状況の中で、本年8月、町立大淀病院で分娩中の妊婦が意識不明の重体に陥ったため、他の医療機関への受入れを依頼したものの、19もの病院から断られていたことが判明しました。この妊婦は6時間後ようやく収容された大阪の国立循環器病センターで男児を出産したものの、その後、死亡されるという痛ましい結果を招いています。

奈良県は、再来年1月までに県立医科大学病院にMFIU（母子・胎児集中治療管理室）6床及び後方病床12床とNICU（新生児集中治療管理室）43床及び後方79床が必要とされていますが、その整備について明らかではありません。

地域周産期母子医療センターの整備については、県立奈良病院に設置する方向は示されているものの具体化はされておらず、また、母胎搬送に欠かせないドクターカーの導入についても検討課題されているにとどまっています。

通常の妊娠・出産を受け入れる医療機関の減少が社会不安をもたらす一方で、晩婚化傾向や高齢出産などのリスクの高い妊娠・出産が増えていることを考えれば、周産期医療体制の充実は急務中の急務となっています。

よって、下記の事項について早急に実現されることを求めます。

記

一日も早く県立医科大学病院に総合周産期母子医療センターを設置するとともに、県立奈良病院と県南部地域に地域周産期母子医療センターを設置し、周産期医療体制の充実に努められるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月 日

生 駒 市 議 会